（記入要領）

1　本報告書は、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権の取得等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第９号、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）、外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）及び処分又は直接保有法人等の共同議決権行使の同意取得（令第２条第25項第13号）及びその解除の別に記入すること。

2　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

4　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

6　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

7　「３　取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の内容」欄中「取得若しくは処分又は同意取得若しくはその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が共同行使同意取得若しくはその解除をした場合、又は相対による方法により取得又は処分をした場合において記入すること。

8　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数（報告者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項第２号各号に掲げるものが保有する数を含む。）の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たって、直接保有法人等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に相当する外国の法令に基づく書類に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、直接保有法人等の総株主の議決権が分からず、また、直接保有法人等が当該書類を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）